

## 第 32 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 2 年 2 月 25 日 (火)
- 2 開閉時間 午後 4 時 00 分開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人  
1 番 小原孝志      2 番 小野寺昭一      3 番 鈴木英博      5 番 佐々木辰善  
6 番 寺崎秀子      7 番 相澤峰基      9 番 小川一也      10 番 山崎禎彦  
11 番 斉藤哲子      12 番 北村浩光      13 番 舟根 禎      14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 4 番 佐藤美頭雄、8 番 森脇豊仁
- 6 会議出席 神田主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 12 番 北村浩光、13 番 舟根 禎
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 2 号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について  
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
議案第 4 号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について

10 議事録本紙

議長

これから、第 32 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 12 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、12 番委員、13 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」、日程第 3 報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 27 番から 30 番の 4 件の申請がありました。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 7 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 1 号で意見した更新による 4 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第 4 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案 8 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認

について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は9頁、10ご覧ください。

番号が57番から61番までの5件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、57番から61番まで全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

この案件の58番につきましては、5番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、まず58番について審議したいと思えます。

5番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 それでは、58番の案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

58番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは58番の案件について認めると決定しました。

5番委員 着席

議長 それでは、残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、残りの案件について認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が 20 番から 24 番の 5 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し  
の時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、15 頁から 19 頁に、調査書は、20 頁から 24 頁に載せてありますのでご確認願います。

この案件の 21 番につきましては、5 番委員が、22 番につきましては、12 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 補足説明をお願いします。

20 番です。

5 番委員 あっせん期間が 1 月 14 日から 2 月 16 日までで、あっせん回数 3 回で成立しています。

基盤整備等ありましたが、従前の土地で評価し、6,004,335 円で成立しています。

議長 21 番です。

12 月 23 日から 2 月 7 日までで、あっせん回数 3 回で成立しています。

22 番です。

この案件については、1 月 23 日から 2 月 13 日までで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 5,700,000 円で成立しています。

23 番です。

この案件については、申出のあった農地の一部について成立したものです。

1 月 29 日から 2 月 14 日までで、あっせん回数 4 回で成立しています。

総額 5,250,000 円で成立しています。

24 番です。

13 番委員 この案件については、1 月 26 日から 2 月 18 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

水田は反当 150,000 円、畑は 80,000 円、雑種地は 20,000 円で成立しています。

議長 議事参与の案件がありますので、まず 21 番について審議したいと思えます。

5 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 それでは、21 番の案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

21 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 21 番の案件について認めると決定しました。

5 番委員 着席

議長 続いて 22 番について審議したいと思います。

12 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 それでは、22 番の案件について審議いたします。  
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
22 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 22 番の案件について認めると決定しました。

12 番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。  
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
残りの案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認  
めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 3 号「引き続き農業経営を行っている旨の  
証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 26 頁をご覧ください。  
議案第 3 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」です。  
租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を継続するための証明  
願が提出されたので、証明の可否について、審議願います。  
議案 27 頁、28 頁をご覧ください。  
番号が 1 番、2 番の 2 件でございます。  
申請者の住所、氏名、特例の適用を受ける農地等の所在、地番、地目、面  
積、引き続き農業経営を行っている期間、証明書が必要な理由は、議案に  
記載のとおりです。  
この証明は、生前贈与を受けた人が贈与税及び不動産取得税の徴収猶予  
の継続を受けるために必要な証明で、徴収猶予の適用を受けるために、3  
年に 1 回手続きを行います。  
2 件については、引き続き農業を営んでおり、証明は可と判断します。  
説明は以上です。

議長 それでは、議案第 3 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ

いて」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第7議案第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案30頁をご覧ください。

議案第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」です。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等の同法第70条の4の2第1項に係る証明願が提出されたので、証明の可否について、審議願います。

議案31頁、32頁をご覧ください。

番号が1番の1件でございます。

申請者の住所、氏名、特例の適用を受ける農地等の所在、地番、地目、面積、引き続き特定貸付けを行っている期間、証明書が必要な理由は、議案に記載のとおりです。

この証明は、議案第3号と同様、生前贈与を受けた人が贈与税及び不動産取得税の徴収猶予の継続を受けるために必要な証明で、徴収猶予の適用を受けるために、3年に1回手続きを行います。

平成24年度税制改正により、贈与を受けた農地等について、農業経営基盤強化促進法に規定する事業により貸し付けた場合は、引き続き、適用が認められることになっています。

この案件については、引き続き特定貸付けを行っており、証明は可と判断します。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。  
その他に入ります。

議長 日程については以上になります。  
その他に入ります。

主幹 議案33頁をご覧ください。  
「次回の定例会について」ですが、3月25日水曜日、午後4時00分からでよろしいでしょうか。

議長 3月25日水曜日でよろしいでしょうか。

委員 問題なし。

主幹 第33回定例会は、3月25日水曜日、午後4時00分からでよろしくお願  
いします。  
主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。  
2の「農地移動適正化あっせん経過報告について」です。  
進捗状況の報告をお願いします。

議長 5番です。

13番委員 貸貸です。

議長 6番は、引き続き自作です。  
7番です。

3番委員 自作です。

議長 8番です。

7番委員 継続です。

議長 9番です。

5番委員 貸貸です。

議長 10番は、継続です。  
12番です。

7番委員 継続です。

議長 17番です。

5番委員 貸貸です。

議長 19番です。

1番委員 継続です。

議長 20番です。

13番委員 先日成立し、来月の総会にかかります。

議長 23番です。

9番委員 貸貸です。

議長 28番です。

5番委員 貸貸です。

議長 29番です。

9番委員 貸貸です。

議長 34 番です。  
5 番委員 継続です。  
議長 36 番です。  
2 番委員 継続です。  
主幹 (事務連絡)  
議長 それでは、以上をもって第 32 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。

令和 2 年 2 月 28 日